**市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例承認申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　大竹市長　様

　地方税法施行令第48条の９の10第１項及び大竹市税条例第46条の３の規定により、市民税・県民税特別

徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 指定番号 |  |
| 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 連絡先 | 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 特例の適用を受けようとする税額 | 令和　　　年　　　月以後の市民税・県民税特別徴収税額 |

◎最近６ヶ月における月別給与の支払い状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年・月 | ①　給与の支払いを受ける者の数及びその給与金額 | ②　①のうち、臨時に雇用している者の数及びその給与金額 |
| 令和　　　年　　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 令和　　　年　　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 令和　　　年　　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 令和　　　年　　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 令和　　　年　　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 令和　　　年　　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現在、市税の滞納や最近における著しい納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由であるときはその理由 |  |
| 申請日前１年以内に納期の特例についての承認を取り消されたことの有無及び年月日 | □　　有　（令和　　年　　月　　日）□　　無 |
| その他参考となる事項 |  |

※申請される際は、裏面の注意事項をご確認ください。

申請についての注意事項

１. 「①給与の支払いを受ける者の数及びその給与金額」について

　　雇用形態に関わらず、常時・臨時雇用する従業員の総人員と給与支給総額（控除前）を記入してください。

　　※大竹市在住の従業員数ではなく、従業員の総人員数となります。

２. 「②臨時に雇用している者の数及びその給与金額」について

　　「①給与の支払いを受ける者の数及びその給与金額」のうち、年間を通じて給与の支払いを受けない従業員の総人員と給与支給総額（控除前）を記入してください。

（例：１から12月のうち、８・９・10月のみ雇用する従業員等）

３. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限ります。

　　※「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、①で記入した人数から②で記入した人数を除いた人数が10人未満であるということです。

４. この特例の承認を受けた場合には、６月から11月まで及び12月から翌年５月までの各期間に特別徴収した市県民税を次に挙げる納期限までに納入することになります。

　　【納期限】　　　12月10日（６月分から11月分）

　　　　　　　　　　６月10日（12月分から翌年５月分）

　　　※納期限が土曜日、日曜日または祝日の場合、その翌日が納期限となります。

５. この特例は、すでに納期限が到来している月分については適用できません。特例の適用開始月は、大竹市から送付する特例承認通知に記載されている月からになります。

６. 給与の支払いを受ける者の数が常時10人未満でなくなった場合には、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例承認取消届出書」を遅滞なく大竹市長に提出してください。

７. 滞納や最近における著しい納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この承認を受けることができない場合があります。

　　また、この承認を受けた特別徴収義務者が滞納したり納入の遅延がある場合には、この特例の承認を取り消すことがあります。

【提出先・お問い合わせ】

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番１号

大竹市市民生活部市民税務課市民税係

　電話：0827-59-2128

　FAX：0827-57-7162

　メール：[shiminzeimu@city.otake.hiroshima.jp](1)